長野県森林づくり県民税条例の一部改正等について

1 条例の改正の理由及び内容

今年度をもって終了する森林づくり県民税について、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには森林資源の利活用を通じた森林づくりを継続的に行うことが重要になってくることから、 当該森林づくりを行うための施策について使途を拡充するなどし、適用期間を5年間延長した。

(1) 条例の趣旨の改正 (第1条)

現行の条例の趣旨における森林の多面的機能を持続的に発揮させるための施策(間伐等)に加え、 森林資源(間伐材等)の利活用を通じた継続的な森林づくりのための施策の重要性を趣旨に加えた。

(参考) 改正後の条例の趣旨(第1条) 下線部が改正部分

この条例は、県土の保全、水源の<u>涵養</u>、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から<u>全</u> ての県民が等しくその恵みを受けていること<u>並びに</u>これらの機能を持続的に発揮させるための<u>森林資源</u> の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施その 他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例(昭和 25 年長野県条例第 41 号)の特例等を定めるものとする。

(2) 条例の適用期間の延長(第2条及び第3条)

条例の趣旨に定める施策の計画的な実施に必要な期間や、現在策定中の新たな総合 5 カ年計画の計画期間等を考慮して、条例の適用期間については 5 年間の延長とした。

条例の趣旨に定める施策の実施に要する事業費の試算額は、現行の森林税の税額で試算した税収額 とほぼ同額であるため、第2条及び第3条に定める個人県民税及び法人県民税の税額は変更しない。

2 次期森林づくり県民税の検討の経過

H23.9.1~9.30	県民、企業、市町村及び市町村議会に対し、アンケート調査を実施
H24.3.8	みんなで支える森林づくり県民会議が『森林づくり県民税活用事業検証レポート』を公表 (H23.11 月から計3回の県民会議で次期森林税のあり方等を検討)
H24.6.21	6月定例会議案説明において、知事が森林税づくり県民税継続の意向を表明
H24.7.31	長野県地方税制研究会が『森林づくり県民税の再検討』を知事に提言 (H23.12 月から計 4 回の研究会で次期森林税のあり方等を検討)
H24.8.1	知事、副知事、関係部長参加の庁内会議で次期森林づくり県民税(案)を検討 (H24.5月から計3回の会議で次期森林税のあり方等を検討)
H24.8.6 ~8.10 ~9.5	「平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税(案)」を公表 県民説明会を開催(県内 10 箇所、参加者数 523 名) パブリックコメントを実施(意見件数 36 件、意見提出者数 21 名)
H24.9.20	「長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案」を9月県議会に提出
H24.10.5	「長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案」が議決
H24.10.11	「長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案」が公布